

2013年9月5日 全3頁

# ちょっと「キーワード」 公益通報者保護制度

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

## [要約]

- 現在、公益通報者保護法に基づく「公益通報者保護制度」が存在する。
- 細かい条件が定められているが、労働者が、勤務先の不正行為を一定の通報先に通報した場合には保護される。
- なお、最近、消費者委員会から「公益通報者保護制度に関する意見 ～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」が公表されている。

## 1. 公益通報者保護制度とは？

公益のために勤務先の不正行為を通報した労働者に対する、解雇等の不利益な取扱いを禁止する制度。公益通報者保護法にその骨格が示されている。

なお、最近、2013年（平成25年）7月23日、消費者委員会から公益通報者保護制度の検討事項などをまとめた意見が公表されている。

## 2. 公益通報者保護制度についての消費者庁のウェブサイト

消費者庁では、「公益通報者保護制度ウェブサイト」を設けて、詳細な解説、Q&A、その他資料を掲載している。

URL：<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>

## 3. 公益通報者保護制度について

公益通報者保護法は、近年、事業者の不祥事が続発し、その多くが、事業者内部の労働者からの通報を契機として明らかになったことから、公益のために通報した労働者を保護し、事業

者のコンプライアンス経営を促進するために成立した。

保護される場合を明確化しようとしたこともあり、公益通報者保護法では、通報者たる労働者が保護を受けるための条件などが細かく規定されている。概略は次のとおり。

①労働者が、

- ・ 通報者である「労働者」には、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどのほか、公務員も含まれる。

②勤務先の不正行為を、

- ・ 勤務先において、所定の法律に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する場合は保護対象である。
- ・ ここでいう所定の法律として、刑法、金融商品取引法、大気汚染防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、個人情報保護に関する法律などの 438 本（2013 年 8 月 23 日現在）が指定されている。

③不正の目的でなく、

- ・ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報した場合は、保護対象から外れる。

④一定の通報先に通報した場合に、

- ・ 勤務先の事業者や行政機関の窓口などが通報先とされている。
- ・ 通報先ごとに、通報者たる労働者が保護を受けるためにさらに満たすべき条件が異なるので注意が必要である。

⑤保護される。

- ・ 公益のために通報した労働者に対して、勤務先の事業者が解雇等の不利益な取扱いをすることが禁止される。
- ・ 労働者が実際に不利益な取扱いを受けた場合には、労働審判手続を申し立てたり、最終的に訴えを提起したりして、裁判所で解決を図っていくことになる。
- ・ なお、公益通報者保護法の条件を満たさない通報でも、労働契約法などの他の法令等によって通報者である労働者が保護される場合がある。

公益通報者保護法では、通報窓口を設置することなどを事業者の義務とはしていない。しかし、事業者は、自主的に通報処理の仕組み（いわゆる「内部通報制度」<sup>（注1）</sup>）を整備し、コンプライアンス経営を促進することが期待されている。なお消費者庁では、労働者からの通報を事業者内部において適切に処理するための指針として「公益通報者保護法に関する民間事業者

向けガイドライン」を作成し、公表している。

(注 1) いわゆる「内部通報制度」とは、企業等において、法令違反や不正行為等の発生又はそのおそれのある場合に、そのような状況を知る従業員等の通報を受け付け、通報に対して適切に対応する仕組みのこと。

#### 4. 消費者委員会の意見について

消費者委員会とは、内閣府に設置された組織で、消費者問題について調査審議し、建議等を行うとともに、消費者庁や関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能も有する独立した第三者機関である。

2013年（平成25年）7月23日、消費者委員会から「公益通報者保護制度に関する意見 ～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」(以下、「意見」という)<sup>(注2)</sup>が公表された。

参照 URL : [http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/20130723\\_iken.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/20130723_iken.html)

(注 2) 副題にある「消費者庁の実態調査」とは、2013年6月25日開催の消費者委員会の配布資料「資料 4-1」「資料 4-2」を指すと思われる。

URL : <http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/124/shiryou/index.html>

この「意見」で、消費者庁に検討を要請した事項として、例えば次のようなものがある。

- ・ 中小企業に対する公益通報者保護制度の周知促進のため、周知方法の改善
- ・ 社内研修などによる労働者への公益通報者保護制度の周知活動の支援
- ・ 内部通報制度の導入・取組の促進のため、マニュアル・規程(例)の提供方法・内容等の改善
- ・ 労働者(通報者)の不利益取扱い禁止の実効性を高めるための方策の検討(違反した事業者に対して一定の不利益を課す制度の導入等)
- ・ ガイドライン等により、内部通報制度において社外窓口の導入を推奨すること